



平成 27 年 12 月 24 日

各 位

会 社 名 A p p B a n k 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 CEO 宮 下 泰 明
(コード番号：6177 東証マザーズ)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 グ ル ー プ CFO 廣 瀬 光 伸
(TEL. 03-6302-0561)

社内調査委員会における不正行為の調査範囲策定及び調査体制に関するお知らせ

平成27年12月15日付にてお知らせいたしました当社元役員の不正行為に関する社内調査委員会の設置に関し、外部の有識者を交え当該調査委員会において協議を行い、未定であった調査範囲の策定等を行いましたのでご報告いたします。

記

1. 調査体制について

先般開示申し上げた社内調査委員会に加え、調査委員会の補助者として不正調査の専門家である株式会社KPMG FASのフォレンジック部門を選定し、調査に当たることといたしました。また、弁護士業務の補助者として、弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所の弁護士及び公認会計士が調査に参加いたします。

2. 調査の範囲について

社内調査委員会では、調査範囲として次の内容を想定しております。

調査期間は、当社設立当初（平成 24 年 1 月）からとします。また、今回事実が発覚した不正な送金に関する事実解明（本件調査）を行うとともに、その他の主要送金業務においても同様の不正な送金が行われていなかったか分析を行う予定です（件外調査）。この分析には、PC データ、メールデータの分析等を合わせて実施することも予定しています。

なお、上記調査範囲は現在判明している事実に基づくものであり、今後の状況によって適宜変更する可能性があります。

3. 再発防止策について

本件調査結果を受けて、社内調査委員会より再発防止策についても、調査報告書内で提言が行われる見込みです。なお、当社は同提言を受けて再発防止策の策定を予定しております。

4. 今後の見通しについて

調査委員会による調査が完了次第、調査結果を開示する予定でおります。
なお、調査の完了時期は、前回開示の通り平成28年1月下旬を目途としております。

本件につきましては、調査の結果等、開示すべき事項を認識した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上